

○上越教育大学民間奨学団体の奨学金に係る奨学生推薦に関する 申合せ

(平成31年3月13日学長裁定)

上越教育大学における民間奨学団体の奨学金の奨学生推薦に係る候補者の選考については、この申合せによるものとする。

- 1 奨学生の推薦に係る候補者の選考は、原則として、上越教育大学入学料及び授業料の免除等選考基準（平成27年2月4日学長裁定）を準用し、学力基準及び家計基準に基づき審査を行う。ただし、民間奨学団体が推薦基準を定めている場合は、その基準により選考する。
- 2 奨学生推薦に係る候補者は、学生委員会の議に付し、学長が決定する。
- 3 この申合せに定めるもののほか、奨学生推薦に関し必要な事項は、その都度学生委員会が定める。

附 記

この申合せは、平成31年3月13日から実施する。